

制 度 名	茨城県キャンプ誘致活動事業補助	主管課名	オリンピック・パラリンピック課 企画 G																																							
		問合せ先	029-301-2790																																							
目的・趣旨	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る事前キャンプ誘致を促進し、本県のスポーツの振興、地域の活性化及び県の情報発信を図るため、事前キャンプ誘致活動を実施する県内市町村等に対し、助成する。																																									
<p>[対象団体] 市町村又は、市町村を主体とする団体（事前キャンプ誘致実行委員会など）</p> <p>[対象事業] 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る事前キャンプ誘致に係る事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象事業</th> <th>想定する内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>県内キャンプ地の魅力を発信するためのPR活動に係る事業</td> <td>・誘致相手国関係機関（NOC、NF等）への訪問 ・競技団体の総会等での出展費用 など</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>誘致相手国の関係者が実施する視察の受入に係る事業</td> <td>・視察時に係る宿泊費、交通費、食事代、通訳料</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>その他事前キャンプ誘致に必要と知事が認める事業</td> <td>・誘致相手国関係者と地元住民との交流事業 ・オリンピックによる誘致競技体験事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>[補助要件等] 補助対象団体が実施する上記「対象事業」に該当する事業であること。</p> <p>[対象経費] 対象事業の実施に要する費用（ただし、職員の旅費、施設整備費等は除く）</p> <p>[補助限度額等] 1,000千円／市町村・団体</p> <p>[経費負担割合]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市町村</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)「ホストタウン登録による特別地方交付税対象経費」に該当しない経費</td> <td>-</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(2)「ホストタウン登録による特別地方交付税対象経費」に該当する経費 ※国が「事業費の1/2相当額を特別交付税で交付する事業」に該当する経費</td> <td>-</td> <td>1/4</td> <td>3/4 (実質 1/2)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2 市町村を主体とする団体</td> <td>-</td> <td>1/2</td> <td>-</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>[31年度当初予算額] 12,000千円</p> <p>[31年度補助対象団体] - 団体</p> <p>[備考]</p>							対象事業	想定する内容	(1)	県内キャンプ地の魅力を発信するためのPR活動に係る事業	・誘致相手国関係機関（NOC、NF等）への訪問 ・競技団体の総会等での出展費用 など	(2)	誘致相手国の関係者が実施する視察の受入に係る事業	・視察時に係る宿泊費、交通費、食事代、通訳料	(3)	その他事前キャンプ誘致に必要と知事が認める事業	・誘致相手国関係者と地元住民との交流事業 ・オリンピックによる誘致競技体験事業	区 分	国	県	市町村	その他	1 市町村					(1)「ホストタウン登録による特別地方交付税対象経費」に該当しない経費	-	1/2	1/2	-	(2)「ホストタウン登録による特別地方交付税対象経費」に該当する経費 ※国が「事業費の1/2相当額を特別交付税で交付する事業」に該当する経費	-	1/4	3/4 (実質 1/2)	-	2 市町村を主体とする団体	-	1/2	-	1/2
	対象事業	想定する内容																																								
(1)	県内キャンプ地の魅力を発信するためのPR活動に係る事業	・誘致相手国関係機関（NOC、NF等）への訪問 ・競技団体の総会等での出展費用 など																																								
(2)	誘致相手国の関係者が実施する視察の受入に係る事業	・視察時に係る宿泊費、交通費、食事代、通訳料																																								
(3)	その他事前キャンプ誘致に必要と知事が認める事業	・誘致相手国関係者と地元住民との交流事業 ・オリンピックによる誘致競技体験事業																																								
区 分	国	県	市町村	その他																																						
1 市町村																																										
(1)「ホストタウン登録による特別地方交付税対象経費」に該当しない経費	-	1/2	1/2	-																																						
(2)「ホストタウン登録による特別地方交付税対象経費」に該当する経費 ※国が「事業費の1/2相当額を特別交付税で交付する事業」に該当する経費	-	1/4	3/4 (実質 1/2)	-																																						
2 市町村を主体とする団体	-	1/2	-	1/2																																						